

23—13 P U D T

代理人の中途受任の手続

1. 審判請求を特許庁に対し行っている途中で代理人を選任した場合又は代理人を変更した場合においては、委任状を添付した代理人選任届等を提出させる（特施規 § 9 の 2）。
2. 中間書類に委任状（審判に関する一切の件を委任した旨の記載のある場合を含む。）のみを添付して、その代理人により手続がされた場合は、代理人選任届等の提出がなくても当該中間手続（同時に他の中間手続がされている場合には、その中間手続を含む。）に関する限り代理権があるものとして取り扱う。

以後、その代理人が手続をする場合は、特施規 § 9 の 2 の規定による届出をしなければならない。この場合の証明書は、先に提出した証明書の内容に変更がない場合には、当該届出においてその旨を申し出て（援用の表示をして）当該証明書の提出を省略することができる（特施規 § 10、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）。

（→方式審査便覧 02. 24（代理—5））

（改訂 H24. 3）